

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大紀町長 服部 吉人

市町村名 (市町村コード)	大紀町 (24471)
地域名 (地域内農業集落名)	八ヶ野・野戸瀬 (古里)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月13日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は中山間にあり急傾斜が多く法面の面積が広大で、草刈り作業等に苦慮している。主に水稻栽培をしているが日照時間が少なく、また猪や鹿などの獣害被害もあり収穫量が少ない。高齢化が進んでいるが後継者はほとんどいない。水路は河川の取水口から隣接地区との接続境界まで3.5kmと長く維持管理の労務が重労働で経費も高い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現行の耕作者が可能な限り今後も水稻中心の耕作を続けていく。耕作が出来なくなったら担い手への農地集積を進め農地の維持保全に努める。また新規参入者の受け入れや、すでに当地域の一部圃場では農業法人が請負耕作しているので、その農業法人に委託するなど耕作放棄地にならないよう努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	7.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
耕作者が離農した際には、担い手や農業法人への集約委託を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借について、地域内での個別合意を通じて調整することを基本とする。 調整が困難な場合は農地中間管理機構を活用していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備は完了しているので、特になし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域に担い手がない場合は、企業参入や新規参入者を受け入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業法人への集約委託を進めていくのが基本であるが、田植え、稲刈りなどの部分委託での活用も検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①獣防止柵を設置済みだがそれでも獣の侵入が起きており、引き続き対策し対応していく。
⑦労力軽減も検討し、農道、水路等の維持管理、農地の保全管理を行う。